

龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の定住人口の増加及び若者・子育て世代の定住化を促進し、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、若者・子育て世代が自ら居住する住宅を市内に初めて取得した場合において、予算の範囲内において交付する補助金に関し、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、居住の用に供する部分の延べ床面積が60平方メートル以上のものをいう。
- (2) 年度 市の会計年度をいう。
- (3) 中古住宅 購入以前に他の者が所有権登記した住宅又は建築後使用されたことのある住宅をいう。
- (4) 転入者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市以外の住民基本台帳に記載されていた者で、当該住宅の取得を機に本市に転入し、本市の住民基本台帳に記載されたものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）自らが居住している住宅（仕事等の理由により、申請者が単身で別居しているものを除く。）であること。
- (2) 申請者が市内において、初めて取得した住宅（建築し、又は購入し、かつ、所有権登記したものに限る。）であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証が交付されているもの又は中古住宅で同法第6条第1項、第6条の2第1項又は

第18条第3項に規定する確認済証が交付され検査済証が交付されていない場合であって、平成26年7月に国土交通省が策定した検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドラインに基づき調査を実施し、遵法性が確認できるものであり、かつ、当該住宅を建築する際、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する許可を受けている場合は、同法第36条第2項に規定する検査済証が交付されているものであること。

- (4) 第6条に規定する補助金の交付申請を行う年度（以下「補助申請年度」という。）の前年度の1月1日から補助申請年度の12月31日までに新築し、又は購入した住宅であること。
- (5) 中古住宅の場合にあつては、都市計画法第7条第1項の規定に基づき定められた市街化区域内又は建築基準法第76条の3第4項の規定において準用する同法第73条第1項の規定による認可を受けた建築協定の区域内（所在地が龍ヶ崎市内のものに限る。）の住宅であり、かつ、昭和56年6月1日以後の建築基準法の規定に基づく耐震基準で建築した住宅であること。

（補助対象者）

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、補助対象住宅を取得した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者及びその配偶者の双方又はいずれか（以下「申請者等」という。）が補助申請年度の4月1日現在で40歳未満であること。
- (2) 申請者が当該住宅に係る金銭消費貸借契約（返済期間が10年以上のものに限る。）を金融機関と締結していること。
- (3) 申請者及びその世帯に属する者が、補助金の交付申請時において、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (4) 申請者及びその世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 過去にこの要綱の規定に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、10万円とする。ただし、申請者等が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を加算するものとし、当該加算額は20万円を限度とする。

- (1) 転入者である場合 5万円
- (2) 転入者であって、補助申請年度の4月1日現在において、申請者が属する世帯に18歳未満の申請者の子がいる場合 当該子1人当たり5万円
- (3) 転入者であって、申請者等の親又は兄弟姉妹が市内に居住している場合 5万円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の謄本(続柄及び本籍が記載されたものに限る。)
- (2) 補助対象住宅の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (3) 補助対象住宅の建築確認完了検査済証(中古住宅で当該検査済証がない場合は、建築確認済証及び建築基準法適合状況報告書)の写し
- (4) 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- (5) 申立書(様式第2号)
- (6) 前住宅の所有者が確認できる書類の写し(申請者が転入者でない場合に限る。)
- (7) 前条第3号に該当する場合は、当該親族の住民票の謄本(本籍が記載されたものに限る。)及び当該親族との続柄が確認できる戸籍の謄本
- (8) 開発行為に関する工事の検査済証の写し(当該住宅を建築する際、開発行為の許可を受けている場合に限る。)
- (9) 居住用面積が確認できる書類の写し(併用住宅の場合に限る。)
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにこれを

調査し、及び審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付しない理由を付して申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が虚偽又は不正な申請により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日以前に補助金の交付決定を受けた者に対するこの告示の規定は、同日後もなおその効力を有する。

付 則 (平成27年11月20日告示第116号)

この告示は、公布の日から施行する。